



福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定に係る
福島地方労働審議会の意見に関する公示

福島地方労働審議会一般公示第2号

令和7年2月4日福島地方労働審議会から福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者または関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和7年2月19日までに、福島労働局長あて（福島市花園町5番46号）別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年2月4日

福島労働局長
井口真嘉

記

福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定に係る福島地方労働審議会の
意見要旨

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で横編ニット製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和7年5月1日



別表

福島県横編ニット製造業最低工賃

1 手動編機による編立ての業務

次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						金額
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ	
		長さ	種類					
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	789 円
		長そで						940 円
	丸首無地 カーディガン	半そで						937 円
		長そで						1,101 円

2 リンキングマシンによるかがりの業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格					作業部位	金額	
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長さ	種類						
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	襟、肩、 そで及び わき	282 円
		長そで							312 円
	丸首無地 カーディガン	半そで							446 円
		長そで							495 円

3 オーバーロックマシンによる縫製の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格					作業部位	金額	
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長さ	種類						
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	肩、そで わき及び そで口 (襟を除く)	92 円
		長そで							106 円
	丸首無地 カーディガン	半そで							118 円
		長そで							131 円

4 手かがり(糸始末を含む)の業務

次の表の品目欄、2.54センチメートル当たりの針の本数欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		2.54センチメートル当たりの針の本数	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー 又は丸首無地カーディガン	7	襟、そで及びすそ	167 円

別 紙

異 議 申 出 書

令和7年2月4日貴殿が公示した福島県横編ニット製造業最低工賃にかかる福島地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容
異議の理由

令和7年 月 日

申出者

住 所

氏 名

福島労働局長 井 口 真 嘉